

独立行政法人評価制度委員会の意見について(12月8日)

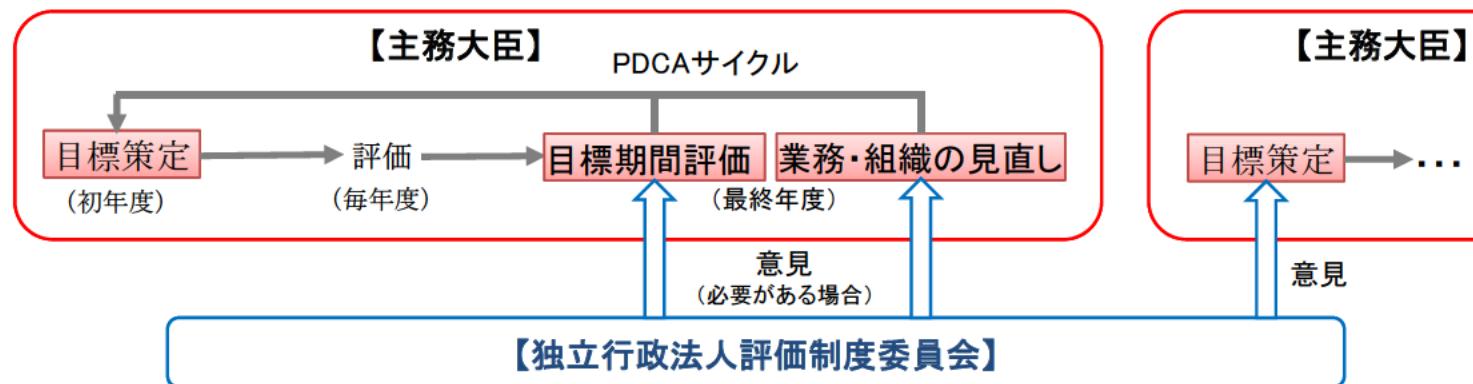
(独法の評価・見直し)

独法評価のスキーム

▶ 独立行政法人については、中(長)期目標期間(3~7年)毎に、所管する大臣(主務大臣)が「目標期間評価」及び「業務・組織の見直し」を実施・公表するとともに、委員会に通知(8月末)。

▶ 委員会は、以下の観点で調査審議し、必要がある場合に意見

- ✓ 評価：具体的な根拠を十分説明し、適正・厳格な評価がなされているか
- ✓ 見直し：法人の業務及び組織に関し、国民に対する説明責任を果たしているか



※現行制度においては、
・見直し内容は主務大臣が決定
・評価は主務大臣が実施し
委員会は事後的に点検

今年度の取組

■ 今年度の対象(28年度に目標期間が終了する法人)は7法人※。各主務大臣が決定した「目標期間評価」と「業務・組織の見直し」について、12月8日の委員会において意見(別紙)を決定し、委員長から各主務大臣に通知。

※7法人:郵便貯金・簡易生命保険管理機構(総務)、国際協力機構、国際交流基金(以上外務)、科学技術振興機構(文科)、労働政策研究・研修機構(厚労)、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構(以上国交)

■ 今後、これらの意見を踏まえ、新たな中(長)期目標案が適切に設定されるよう、各省と委員会との間で議論。(目標案は2月の委員会で諮問・審議)

対象7法人に係る委員会の意見等の全体像

(別紙)

所管	法人名	目標期間評価（主務大臣に通知）		業務・組織の見直し（主務大臣に通知）		目標案について (目標案審議に向けての留意事項)
		共通事項	個別事項	共通事項	個別事項	
総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「預金者等への周知」の項目について、<u>評定の具体的な根拠を十分説明した上で、適正・厳格に評価。</u> 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理する郵便貯金・簡易保険の早期払戻し等の<u>促進</u>のため、①<u>取組の検証</u>、②<u>預金者等の実態把握</u>の促進、③<u>周知・広報の強化</u>。 	
外務省	国際協力機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「持続的経済成長」等の項目について、<u>評定の具体的な根拠を十分説明した上で、適正・厳格に評価。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>開発途上国と国内企業等との結節点としての当該法人の機能を活かして戦略的に開発協力事業を実施。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>開発援助事業</u>について、<u>法人の地域部や課題部といった関係部署の目標や役割が徹底される</u>目標の設定。
	国際交流基金	<p>あるかを十分検討し、適切な目標を設定。 (できる限りアウトカムや定量的な目標を定めることを基本としつつも、困難な場合にはアウトカム目標としない、定性的目標と関連指標との組合せなどの工夫)</p>				<ul style="list-style-type: none"> ◆ それぞれの事業における達成すべき<u>成果を測定するための目標</u>を設定。外部要因等により困難な場合は、定性的目標と関連指標との組合せ等の工夫。
文部科学省	科学技術振興機構			<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>科学技術文献情報提供事業</u>について、<u>研究情報基盤</u>として活用されるよう、<u>安定的運営が可能となるビジネスモデルへの転換</u>。 ○ <u>情報資料館筑波資料センター</u>について、文獻の<u>移管等が完了した際には、廃止を検討</u>。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>研究資金配分機能を十分活用した「橋渡し」</u>に関する具体的な取組を明記し、取組がどの程度達成したのかを測定するための目標の設定。
厚生労働省	労働政策研究・研修機構	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「労働政策研究の実施体制、厚生労働省との連携」等の項目について、<u>評定の具体的な根拠を十分説明した上で、適正・厳格に評価。</u> <p>(措置を講じない場合にもその理由等を説明)</p>				<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>労働政策研究</u>に関し、<u>目的をどの程度達成したのかを測定するための目標の設定</u> (<u>情報収集・整理、研修</u>についても同旨)。
国土交通省	自動車事故対策機構			<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故被害者の<u>療護施設運営</u>に関し、①<u>入院希望者の待機期間短縮への具体的方策の検討</u>、②<u>知見・成果の他の医療機関への普及促進</u>を着実に実施。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>運輸安全マネジメントシステム</u>に関し、<u>目的をどの程度達成したのかを測定するための目標の設定</u> (<u>安全指導業務の民間参入促進</u>についても同旨)
	住宅金融支援機構			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 良質な住宅普及に取り組んできた当該法人の技術等を活用し、<u>中古・リフォーム住宅市場の活性化方策</u>を検討。 ◆ 地方創生に関し、<u>民間では対応困難な融資の活用</u>をまちづくり関係者に<u>周知・活用</u>。 		

*「○」は意見、「◆」は留意事項（主務大臣の作成した「見直し内容」に記載されている事項に關し、今後の目標策定や業務遂行に當たって留意すべきと考えられる事項を、意見とは別に指摘するもの。）